

総社市立総社中央小学校いじめ防止基本方針

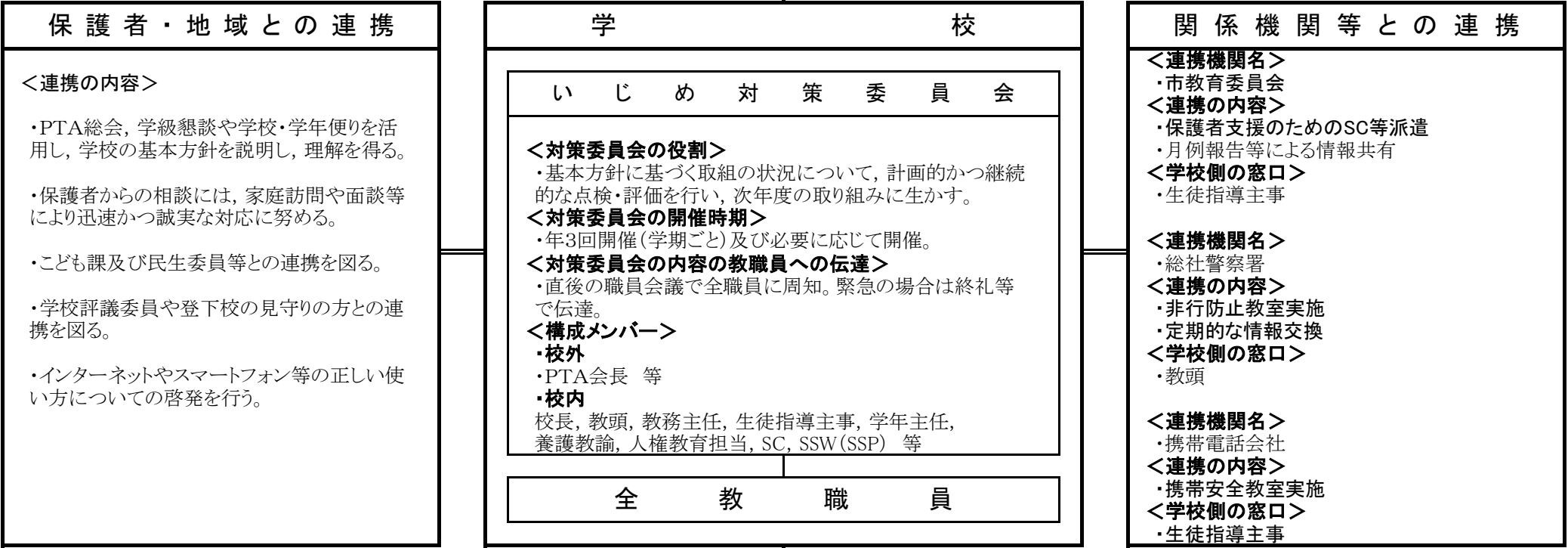
令和6年4月

いじめに関する現状と課題

昨年度のいじめ認知件数は29件であった。児童の間では、友達に対して強い口調で話したり、ふざけ合ったり、軽い気持ちで手を出したりしている現状がある。また、正しい考えをもっていても、集団になると、自分の考えよりもグループの雰囲気を優先しがちな児童もあり、いじめにつながる恐れがある。
全教職員で児童の様子を見たり、情報交換を密にしたりしてトラブルに対応する体制が整い機能しているが、より『未然防止・早期発見・早期対応』を意識し教職員と児童、保護者、地域が手を携えていじめの起きない学校風土を作っていくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもの」という認識を全職員で共有し、同じ歩調で指導にあたる。また、「いじめはどの子どもにも、学校にも、学級にも起こりうる」という認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組めるために、認め合い、支え合い、高め合いのある人間関係を築き、いじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめやいじめにつながる行為を見つけたときには、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に指導すると共に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。
＜重点となる取組＞
・認め合い、支え合い、高め合いのある人間関係の構築、いじめの起きない風土づくり(協同学習、ピア・サポート、SEL、各種当番活動、縦割り班活動)
・「いじめについて考える週間」において、人権担当と連携して取り組みを行うことで、「いじめをしない・させない・許さない」という意識の高揚を図る。
・職員の情報共有、共通理解によるいじめの未然防止・早期発見・早期対応(生徒指導委員会、児童連絡会)
・インターネット等の利用実態を踏まえ、参観日などを利用して情報モラルに関する授業を毎年計画的に行うと共に、夏季休業中に教職員研修を実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① 未然防止	【温かい人間関係、受容的な学校風土作り】 ・授業の中で協同学習を取り入れ、SEL、ピア・サポート活動を計画的に行うことにより、児童が自己肯定感・自己有用感を感じられるようにする。 ・縦割り班を活用して、掃除を行うだけでなく、縦割り遊びを行ったり、ピア・サポート活動のグループを作ったりすることで、異学年交流を進め、上学年は下学年を優しく世話をし、下学年は上学年を敬うという雰囲気を作るとともに、温かい人間関係作りを進める。 ・各委員会や代表委員会で総社中央小学校をよりよくしていける活動について話し合う場を設定し、児童同士が助け合える学校作りを進める。 ・各学級でよいとこみつけをしたり、廊下や掲示板で模範となる行動を紹介したりするなど、PBIS活動を充実させ、受容的な学級や学校をめざす。 【児童の人権意識の育成】 ・「いじめについて考える週間」において、各クラスでいじめについて話し合ったり、人権週間(「あったかハート週間」)の活動を充実させたりして、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組むことができるように支援する。 ・警察と連携し、非行防止教室を実施することで、善悪を判断する力を育てる。 【情報モラル教育】 ・情報モラルに関する授業を各学年において計画的に行うことで、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力(デジタルシチズンシップにつなげる)を身につけるようにする。 ・高学年は、外部講師を招いてスマートフォン・インターネットの正しい使い方を学ぶ会を計画し、啓発を行う。
② 早期発見	【実態把握】 ・毎月1回、児童の実態把握のための「とんどちアンケート」を行い、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・インターネット等の利用実態を把握し適切に対処する。 【相談体制の確立】 ・児童を対象とする教育相談を年2回実施することで計画的にいじめの早期発見を図る。 ・スクールカウンセラーなどの専門家を積極的に活用するよう呼びかけ、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 【情報共有】 ・全教職員が全児童の担任であるという意識をもち、毎週水曜日に児童の情報交換会を行ったり、終礼で気になる児童の様子を知らせたりすることで、全教職員の目で児童を見ていくようにする。 【家庭への啓発】 ・児童の様子をチェックするポイントなどを載せた生徒指導通信を毎月作成・配布することで、いじめの認知につなげたり、家庭での対応のヒントになったりできるようにする。
③ いじめへの対処	【いじめの事実調査】 ・いじめの通報を受けたり可能性が疑われたりするときは、速やかに情報収集し、管理職、生徒指導主事、学年主任を交えたチームでいじめの事実の有無を確認する。 【組織的対応】 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、速やかにいじめ対策委員会を開催する。 【いじめられた児童とその保護者への支援】 ・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行い、安心して学校生活が送れるよう最善を尽くす。 【いじめた児童への指導とその保護者への助言】 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うと共に、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 【いじめ解消後の継続的な指導】 ・いじめを一過性の問題と考えず、複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりしながら継続的に指導する。 ・スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアを図る。 《いじめの解消について》 ①いじめに係る行為が止んでいること。 ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える <u>行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること</u> 。 ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、 <u>心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認</u> する。